

## 紹介状なしで受診した場合の定額負担について

国の平成28年度診療報酬改定において、保険医療機関相互間の機能分担及び業務連携の更なる推進を目的として、一般病床500床以上の地域医療支援病院については、定額負担の徴収が義務付けられました。

当院では、平成28年10月1日より、他の医療機関からの紹介状によらず直接来院された場合は、次の定額をご負担いただくこととなりました。

### 初診の方

- 他の医療機関から紹介状を持参されず直接来院された場合

医科5,400円、歯科3,240円

### 再診の方

- 当院から他の医療機関へ紹介の申し出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望により、当院を受診された場合

医科2,700円、歯科1,620円(診察の都度)

なお、次の場合は定額負担の対象外となります。

- 救急搬送された方(軽症の場合を除く)
- 公費負担医療制度の受給対象となっている方
- 当院で他の診療科を受診されている方
- 外来受診後そのまま入院された方
- その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

平成28年6月30日  
青森県立中央病院長